

すまいるランド及びあそぼって指定管理者募集要項

すまいるランド及びあそぼっての管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び三条市子育て拠点施設条例（平成 21 年三条市条例第 3 号）第 5 条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

1 施設の概要

(1) すまいるランド

ア 施設の名称

すまいるランド

イ 設置目的

子育て中の市民に交流の場を提供するとともに、子育てについての相談、情報提供等を行うことにより、子育てに係る不安等を緩和し、児童の健全な育成を支援することを目的とする。

ウ 所在地

三条市新堀 1311 番地 三条市役所栄庁舎 1 階

エ 施設規模

延床面積 すまいるランド占有面積 374.50 m²

構 造 鉄筋コンクリート造 3 階建て

施設内容 プレールーム (276.10 m²)、研修室 (32.60 m²)、おむつ交換室 (9.69 m²)、授乳室 (6.51 m²)、保育室 (20.55 m²)、相談室 (9.67 m²)、飲食スペース (19.38 m²)、芝生広場、おもしろ自転車広場ほか

施設の平面図 別紙 1 のとおり

オ 利用状況（過去 3 年間）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
来館者数	23,702 人	28,663 人	29,348 人
各種講座実施回数 及び参加者数	152 回 2,678 人	158 回 3,336 人	125 回 2,023 人
一時保育利用者数	319 人	302 人	235 人

(2) あそぼって

ア 施設の名称

あそぼって

イ 設置目的

子育て中の市民に交流の場を提供するとともに、子育てについての相談、情報提供等を行うことにより、子育てに係る不安等を緩和し、児童の

健全な育成を支援することを目的とする。

ウ 所在地

三条市興野一丁目 2 番 30 号

エ 施設規模

延床面積 1,209.4 m²

構 造 鉄骨造平屋建て

敷地面積 1,952.29 m²

施設内容 プレールーム (660.45 m² [遊びの広場 240.00 m²、アリーナ 328.64 m²、飲食スペース 38.92 m²、事務スペース 52.89 m²])、保育室 (26.95 m²)、おむつ替え室 (14.30 m²)、授乳室 (14.30 m²)、研修室 2 (53.90 m²)、相談室 (11.55 m²)、休憩室兼更衣室 (7.31 m²)、倉庫 4 (65.34 m²)、トイレ [男 2、女 1、多目的 1] (50.44 m²)、児童クラブ室 [女子トイレ含む] (127.86 m²)、風除室・玄関・ホール・ベビーカー置き場・廊下・湯沸室・空調室 2 ほか (177.00 m²)

施設の平面図 別紙 2 のとおり

オ 利用状況 (過去 3 年間)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
来館者数	40,277 人	47,232 人	45,630 人
各種講座実施回数 及び参加者数	153 回 3,325 人	138 回 3,987 人	145 回 3,971 人
一時保育利用者数	155 人	230 人	243 人

2 管理の基準

(1) 開館時間及び休館日

名 称	開館時間	休館日
すまいるランド	午前 9 時から 午後 6 時まで (ただし、保育室については、午前 8 時から午後 6 時までとする。)	ア 第 3 月曜日 イ 1 月から 11 月までの月の末日 (その日が、土曜日に当たるときはその直前の休日以外の日とし、日曜日又は月曜日に当たるときはその直前の金曜日とする。) ウ 12 月 30 日から翌年の 1 月 3 日まで
あそぼって		ア 第 2 火曜日及び第 4 火曜日 イ 12 月 30 日から翌年の 1 月 3 日まで

※指定管理者が必要と認め市長の承認を得たときは、臨時に開館し、又は休館することができます。

(2) 使用者

すまいるランド及びあそぼって（以下「当該施設」という。）を使用することができる者は、次に掲げる者としします。ただし、指定管理者が必要と認め市長の承認を得たときは、この限りではありません。

- ア 小学校低学年までの児童及びその保護者
- イ 妊婦及びその付添いの者
- ウ 子育て支援に係る活動を行う者

(3) 施設の使用許可の基準

当該施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けることになります。許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときも同様とします。

また、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸することはできません。

(4) 施設の使用制限に関する基準

次のいずれかに該当するときは、当該施設の使用を許可しません。

- ア 使用の目的が当該施設の設置目的に資するものでないとき。
- イ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- ウ 建物及び設備等を損傷するおそれがあるとき。
- エ その他指定管理者が管理上不適当と認めたとき。

(5) 利用料金

ア 保育室の利用者は、その使途に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に収めます。

イ 指定管理者は、利用料金をその収入として収受します。

ウ 利用料金は次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めます。

区 分	1 時間当たりの利用料金
保育室	1 人 300 円

※使用時間数に 1 時間に満たない端数時間があるときは、1 時間とみなしてこの表を適用します。

エ 利用料金は前納とします。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは後納させることができます。

(6) 利用料金の不還付

指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しません。ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができます。

- ア 使用者の責任によらない事由により、使用することができなくなったとき。
- イ 使用者が使用の取消しを申し出た場合において、指定管理者が正当な理由があると認めたとき。

- (7) 施設使用条件等の基準（使用条件の変更、使用の停止、使用許可の取消し等）

指定管理者は、次に掲げるいずれかに該当するときは、使用者に対して、その使用を取り消し、若しくは変更し、又は使用を中止させることができます。

ア 使用者が三条市子育て拠点施設条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

イ 指定管理者の指示した事項に違反したとき。

ウ その他管理運営上やむを得ない事由により、特に必要があると認めたとき。

- (8) その他必要と思われる事項

3 業務の範囲 詳細は別紙仕様書のとおり

- (1) 施設の設置目的を達成するために必要な業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前項目に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 応募資格

- (1) 当該施設の設置目的を十分理解し、管理運営業務を行うことができる団体であること。（法人格の有無は問いませんが、個人での応募は認められません。グループ応募の場合は、グループを代表する団体及び構成団体を定めること。）

- (2) 次のいずれかに該当する団体又はその代表者は、応募することはできません。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続をしている法人

エ 最近 3 年間に於いて、市税・法人税又は消費税・地方消費税を滞納している者

オ 応募書類提出時点において、三条市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者

カ 地方自治法第 92 条の 2、第 142 条、（同法第 166 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者又は本指定管理候補者の選定を行う選定委員及びその家族の属する

団体等

キ その他法令に違反する等、公の施設を管理する団体としてふさわしくない者

5 現地見学会

当該施設見学会を次のとおり開催します。参加人数は1法人及びその他の1団体につき2人までとし、法人その他の団体の名称及び氏名をあらかじめ連絡してください。

(1) 施設見学日程

ア 開催日時

令和7年8月22日（金）午後2時～（所要時間3時間程度）

時間の詳細は、申込締切後に申込者にお知らせします。

イ 集合場所

すまいるランド（三条市新堀 1311 番地）

(2) 参加申込

ア 文書（郵便、FAX 又は電子メール）で次の事項を記入の上、申込みください。

（ア）法人又は団体名

（イ）法人又は団体の住所

（ウ）代表者名

（エ）参加者名

（オ）担当者名

（カ）連絡先（電話番号、FAX 番号又は電子メールアドレス）

イ 申込締切日

令和7年8月20日（水）

ウ 申込先

〒959-1192 三条市新堀 1311 番地

三条市教育委員会子育て支援課

電 話 0256-45-1113（直通）

F A X 0256-45-1130

e-mail kosodate@city.sanjo.niigata.jp

6 応募方法

(1) データ及び紙での提出とします。データは、(3)のアドレス宛に提出ください。紙は、持参又は書留郵便により、2部（正1部 副1部（副は復写可））提出ください。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 定款、寄附行為、規約その他これに類する書類（写）

ウ 登記事項証明書（全部事項証明書）：法人のみ

エ 納税証明書：課税対象団体のみ

オ 団体の経営状況を証明する書類

申請書提出時の3か月以内の証明としてください

（ア）法人・・・直近2か年間の財産諸表、貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）、財産目録、事業報告書

（イ）その他の団体・・・上記に準ずる書類

カ 事業計画書（様式第2号）

キ 収支予算書（様式第3号）

ク 団体の概要書（様式第4号）

ケ その他（自主事業提案書（様式第5号）等）

※カ、キ、ケについては、施設毎の内訳を記載してください。

※応募関係書類につきましては、教育委員会子育て支援課窓口に備えてあります。また、ホームページでもダウンロードできます。

(2) 応募期間

令和7年8月13日(水)から9月12日(金)までの、土日、祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までに持参してください。

(3) 提出場所

〒959-1192

三条市新堀 1311 番地

三条市教育委員会子育て支援課

電 話 0256-45-1113（直通）

F A X 0256-45-1130

e-mail kosodate@city.sanjo.niigata.jp

7 選定方法について

(1) 候補者の選定

提出された書類を整理し、三条市外部委託審査委員会に付議し審査・選定します。

(2) 選定結果の通知等

ア 選定結果の通知は、応募団体全員に文書により通知するとともに、ホームページ等で公表します。（11月頃）

イ 指定管理者の指定は、候補者選定後、議会の議決を経て指定されます。

(3) 選定の基準

別紙3 審査基準表により選定します。

(4) 計画書のヒアリング等

計画書の内容について、必要に応じてヒアリングを行う場合がありますので、その際は、別途連絡します。

8 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。ただし、期間内において管理を継続することが適当でないと市長が認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の事務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

9 指定管理料

(1) 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、収支予算書において提示のあった金額を参考に積算し、年度ごとに指定管理者と市が協議の上、予算の範囲内において定め、毎年度締結する年度協定において明記するものとします。

指定期間中の指定管理料総額（概算額）189,110,000 円

(2) 支払方法

毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者が指定した口座に振り込みます。なお、支払い時期等については、市と協議の上、決定します。

(3) 経理の区分

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類を設けるとともに、収入及び経費については団体自身の口座とは別の口座で管理することになります。

(4) 積算基礎に含まれている経費

人件費、一般経費（消耗品費、燃料費、電気使用料、電話使用料、設備保守点検料等）

(5) 電力自由化に伴う電力供給について電力会社と契約を締結した場合は、その契約に基づく契約単価で電気使用量を計算することとし、この結果今回算定した指定管理料を改定する場合があります。

(6) 個別経費の取扱い

修繕及び施設整備については、市との協議事項とします。

(7) 消費税の取扱い

指定管理料には、消費税及び地方税その他一切の経費を含むこととします。

10 利用料金制に関する事項

施設の使用の許可に係る使用の料金に利用料金制を導入します。

利用料金収入の見込額 年 1,062,000 円

11 協定の締結

指定管理者の指定後に、指定管理者は市と協議の上、協定を締結します。協定については、指定期間全体を対象とする事項は基本協定で定め、年度ごとに

変動する事項は年度協定で定めます。

12 質問等について

この要項等の内容に関する質問は、次により受け付けます。

(1) 提出方法

質問は、別添の質問書により、郵便、FAX、又は電子メールで提出ください。

なお、電話による問合せは受け付けておりません。

(2) 提出期間

令和7年8月29日（金）午後5時まで必着のこと。

(3) 回答方法

質問者に郵送等で行うとともに、本市のホームページ及び申請書類の提出場所で公表します。

13 その他

(1) 提出書類の変更

提出書類の内容は、錯誤による訂正など軽微な変更を除き、認めません。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類は、理由のいかんに関わらず返却しませんので、御了承ください。

(3) 提出書類の公開

提出書類は、三条市情報公開条例に基づく情報公開の対象となり、請求があった場合は公開する場合がありますので、御了承ください。

(4) 申請の辞退

申請後に辞退する場合は、辞退届（様式は自由）を提出してください。

(5) 費用負担

申請に関して必要となる費用については、申請者の負担とします。